

保育所等の利用調整は基準指数＋調整指数の合計点数に基づき行います。

1. 基準指数

番号	事由			指数	
	類型	細目			
1	就労	就労	週5日以上で一日6時間以上の就労を常態(月120時間以上)	10	
2			週3日以上で一日6時間以上の就労を常態(月72時間以上)	8	
3			上記以外の場合で月64時間以上の就労を常態	6	
4		自営	中心者	週5日以上で一日6時間以上の就労を常態(月120時間以上)	10
5				週3日以上で一日6時間以上の就労を常態(月72時間以上)	8
6				上記以外の場合で月64時間以上の就労を常態	6
7			協力者	週5日以上で一日6時間以上の就労を常態(月120時間以上)	9
8				週3日以上で一日6時間以上の就労を常態(月72時間以上)	7
9				上記以外の場合で月64時間以上の就労を常態	5
10		内職	週5日以上で一日6時間以上の就労を常態(月120時間以上)	8	
11			上記以外の場合で月64時間以上の就労を常態	6	
12		その他	上記以外の勤務様態から保育に欠ける場合	6	
13	妊娠・出産	出産(産前2カ月にあたる日の属する月の初日から産後8週間後の翌日が属する)		9	
14	産後経過	産後8週を経過し、産後6カ月を経過する日の属する月末まで		9	
15	疾病・心身障害	疾病	入院	10	
16			居宅内	常時病臥、精神性障害、感染性	10
17		一般療養		8	
18		心身障害	身体障害者等級1級、2級、重度・中度知的障害者		10
19			身体障害者等級3級、軽度知的障害者		8
20			身体障害者等級4級		6
21	介護(看護)	病院等付き添いを常態		番号1～3を準用	
22		自宅療養	重度心身障害者、寝たきり老人等の介護	9	
23			上記以外の場合	6	
24	災害復旧	災害等による家屋の損傷、その他災害復旧		10	
25	求職活動	起業準備を含む ※認定期間は3カ月		5	
26	就学	就学日数に応じて決定		番号1～3を準用	
27	虐待・DV	児童虐待・DVを受けている(恐れがある)場合		20	
28	育児休業による継続利用	育児休業取得中に、既に保育を利用している児童がいて、継続利用が必要な場合(3～5歳児のほか、子または親にとって環境の変化が好ましくないと認められ		7	
29	その他	特に保育を必要と町長が認める場合		5～10	

* 父母のうち点数の低い方を採用します。

* 保育を必要とする要件が2つ以上ある場合、主たる要件を採用します。

2. 調整指数

番号	事由		指数
	類型	細目	
1	ひとり親	母子家庭および父子家庭の場合	+3
2	生活保護世帯	生活保護世帯で保育の実施により自立が見込まれる場合	+2
3	療育	児童の療育上、特に配慮が必要であると客観的に認められる場合	+2
4	兄弟姉妹 の状況	既に入所予定児以外の児童が保育所に在籍中である場合	+1
5		入所予定児以外の児童1人を保育する親族がいる場合	-2
6		入所予定児以外の児童2人を保育する親族がいる場合	-3
7	地域型保育事業所等の卒園	地域型保育事業所を卒園後継続して保育所等を利用する場合	+3
8	継続利用	現在在園中の施設を第1希望施設として利用申込をする場合(育児休業中の場合を除く)	+5
9	保育士等として勤務	保育士、幼稚園教諭、保育教諭として勤務する場合(町内外問を問わない)	+3
10	保育料等の滞	納期限から3ヶ月以上経過した保育料等の滞納がある場合(卒園児を含む)	-5
11	利用状況	保護者が園のルールに従わない等により園運営に支障を来すようなことが繰り返された場合	-5
12	広域利用	町外在住者(転入予定者および町内保育施設等で就労している者(就労予定を含む)を除く)である場合	-2

同じ点数の場合、以下の項目等を勘案し、優先度を判断します。

- (1)就労日数および就労時間
- (2)施設の利用開始希望月
- (3)児童の保育を支援できる親族等の有無

* 上記指数表によらず、国・県等の事務連絡や通知等により審査する場合があります。

* 保育士の配置状況等により得点が高い場合であっても利用できない場合や、希望する園に入所できない場合があります。